

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和54年1月から同年3月までが申請免除期間とされているが、私も妻も、免除申請の手続をした覚えが無く、そのような制度があったことさえ知らない。申立期間についても国民年金保険料を納付していたはずなので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、妻と共に両親から引き継いだAの事業が順調で、経済状況は良好であったため、申立期間について国民年金保険料の免除申請をする必要はなく、免除制度があることも知らなかった。」と主張しており、申立期間前後の国民年金保険料は妻と共に納付していることが確認できることから、申立内容には信憑性がある。

また、通常、年度途中の国民年金保険料の免除申請は、失業等の理由により保険料の納付が困難となった場合などに住所地の市町村役場で手続すべきものであり、この点から見て年度途中である昭和54年1月から3か月間だけ申請免除期間となっているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和52年4月以降は、申立期間を除き、60歳に到達する前月の平成14年8月まで、すべて国民年金保険料を妻と共に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和54年1月から同年3月までが申請免除期間とされているが、私も夫も、免除申請の手続をした覚えが無く、そのような制度があったことさえ知らない。申立期間についても国民年金保険料を納付していたはずなので、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、夫と共に両親から引き継いだAの事業が順調で、経済状況は良好であったため、申立期間について国民年金保険料の免除申請をする必要はなく、免除制度があることも知らなかった。」と主張しており、申立期間前後の国民年金保険料は夫と共に納付していることが確認できることから、申立内容には信憑性がある。

また、通常、年度途中の国民年金保険料の免除申請は、失業等の理由により保険料の納付が困難となった場合などに住所地の市町村役場で手続すべきものであり、この点から見て年度途中である昭和54年1月から3か月間だけ申請免除期間となっているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和52年4月以降については、申立期間を除き、60歳に到達する平成20年2月まで、すべて国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から40年6月まで
② 昭和41年6月から44年3月まで

妻と一緒になった時に、国民年金に加入した。加入手続や保険料の納付は妻がしてくれたので、詳しいことは覚えていないが、間違いなく妻が保険料を納付してくれたと思う。妻に聞いてもらった上で、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が昭和42年7月26日に住所を同一とし（婚姻日は、昭和43年1月17日）、42年8月24日に両者に対し国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できる上、妻は、国民年金への加入手続や保険料の納付方法等について具体的に陳述していることから、加入手続後の保険料を納付したとの主張については、信憑性が高い。

また、申立人の妻は、昭和36年8月7日に払い出された別の国民年金手帳記号番号を有しており、当該手帳記号番号は取り消されているが、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、その納付意識は高かったものと考えられる。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年8月24日の時点では、制度上時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間②のうち、41年6月から42年6月までの期間は、申立人とその妻の住所が異なり、申立人の妻に聴取しても、同期間の保険料については納付していないと回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月及び46年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月
② 昭和46年2月

国民年金について、保険料の納付義務があることを知らなかったが、特例納付制度のことを知り、夫婦二人分の申出を行った。

後日届いた納付書で未納期間の保険料をすべて納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大々的に特例納付の報道がなされたことを契機に、A市役所B支所に出向き、夫婦で特例納付の申出を行ったことや、納付書が別々に届いたので、納付は別々であったことなどを具体的に陳述している。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料の未納期間であった昭和40年6月から41年11月までの期間、43年9月から46年1月までの期間及び46年8月から47年3月までの期間の保険料を第2回特例納付期間中に特例納付していることが確認できること（うち一部期間については、厚生年金保険の被保険者期間であったことが判明したことから還付）から、いずれも1か月と短期間である申立期間①及び②のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、特例納付は「さきに経過した月の分から順次に行うものとする。」とされていることから、申立期間①の昭和40年5月を除外し、同年6月以降の保険料を特例納付したとされていることも不自然である。

加えて、申立人夫婦は、申立期間以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、平成5年10月以降は、夫婦共に国民年金基金にも加入している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで
国民年金について、保険料の納付義務があることを知らなかったが、特例納付制度のことを知り、夫婦二人分の申出を行った。
後日届いた納付書で未納期間の保険料をすべて納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大々的に特例納付の報道がなされたことを契機に、A市役所B支所に出向き、夫婦で特例納付の申出を行ったことや、納付書が別々に届いたので、納付は別々であったことなどを具体的に陳述している。

また、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までについては、同時に特例納付の申出を行った申立人の夫は特例納付済みとされていることから、申立人も特例納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人夫婦は、申立期間以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、平成5年10月以降は、夫婦共に国民年金基金にも加入している。

なお、C市が保管する国民年金被保険者名簿、A市発行の保険料の領収証書や国民年金保険料納付カードを見ると、申立人の住所が誤って記載されているなど、申立人の年金記録の管理に関し、行政側の不適切な処理があったことがうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和46年1月から同年7月までについては、申立人の被保険者種別が任意加入であったことから、制度上特例納付はできず、ほかに同期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年9月26日から同年10月9日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月26日から同年10月9日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、平成4年12月末に定年退職するまで継続して勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和37年9月26日から同年10月9日までの期間が欠落していた。

しかし、この間の給与明細書のほか、在籍証明書も所持しているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与支給明細書、在籍証明書、事業主が提出した従業員カード等により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年9月26日にA社から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 653

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで
会社を退職後は必ず国民年金に加入して保険料を納めていたので、申立期間について保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後は必ず国民年金に加入し保険料を納付しており、申立期間についてもA市役所B支所又はC支所で保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時はA市役所B支所及びC支所は開設前であり、両支所での保険料納付は不可能である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は保険料納付に関する記憶が曖昧あいまいであり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情や、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年1月までの期間、54年5月から56年3月までの期間、62年4月から63年3月までの期間、平成元年4月から3年3月までの期間、4年4月から5年3月までの期間及び6年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年1月まで
② 昭和54年5月から56年3月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで
④ 平成元年4月から3年3月まで
⑤ 平成4年4月から5年3月まで
⑥ 平成6年4月から10年3月まで

A市Bの団地に住んでいた申立期間①及び②については、毎月集金人に妻の保険料と一緒に納付していた。また、A市Cに移ってからの申立期間③以降は、A社会保険事務所で何回かに分けて納付したはずである。それなのに、社会保険事務所の記録では未納期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る年金の統合記録から、申立期間①については平成元年10月30日に、申立期間②については16年3月31日に国民年金被保険者の期間として追加され未納期間となったことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥については、妻についても未納となっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は当時の記憶が明確で無いため保険料の納付金額、納付方法等についても不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月23日から23年1月31日まで
社会保険事務所から厚生年金保険の期間照会の回答があり、昭和23年2月4日に脱退手当金が支給されているとのことであるが、脱退手当金は受け取っていないので、年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年1月と同年に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件の一つである被保険者期間が6か月以上ある8名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名について脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、同年1月26日に資格喪失した同僚は、申立人と同一の同年2月4日に脱退手当金が支給決定されているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4日後の昭和23年2月4日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「上記期間脱退手当金支給済」と記されているとともに、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 45 年 4 月から平成元年 3 月までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、昭和 47 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日までの加入記録は無く、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致している。

また、当時の同僚は、申立人のことは覚えてはいたが、申立期間に勤務していたかどうか明確な証言は得られなかった。

さらに、A社に照会したところ、総務担当者は「申立てに係る資料等が残っていない。当時の社会保険関係の事務担当者は亡くなっており、当時の詳しい状況は不明。」と回答している。

加えて、当該事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所に照会したが、「当時の資料等が残っていない。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月から32年8月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、同僚は、「申立人のことは覚えている。同じ職場で勤務していた。私は、正社員であったが、申立人は正社員ではなかった。」と証言している。

また、複数の同僚からは、「当時は、100人以上従業員がいたが、ほとんどが臨時工だったと思う。臨時工の中にも、直用、日雇い等いろいろな雇用形態があり、社会保険の加入もいろいろだったと思う。」との証言を得た。

さらに、現在の事業主に照会したところ、「調査をしたが当時の資料が無く、厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできず、申立人に関することは分からなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 5 日に A 社に入社し、40 年 2 月 27 日の土曜日まで勤務していたが、翌日の 28 日は日曜日であった。社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされているが、2 月 28 日まで在籍していたので資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する労働者名簿には、申立人の「死亡又は退職解雇年月日」は昭和 40 年 2 月 27 日と記載されている上、同名簿には、B 公共職業安定所の同年 3 月 5 日付け資格喪失届受理確認印がある。

また、事業主に照会したところ、「労働者名簿により、申立人の退職日は昭和 40 年 2 月 27 日である。」、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除についての書類は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。しかし、同期間はA社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の陳述内容等から、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできず、同僚に照会しても、これらの状況を確認できる証言等を得ることはできなかった。

また、A社は、「当時は、3か月ほどの試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と回答しており、申立人が記憶する同僚も厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人は、A社が加入していたB厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立期間は、国民年金の申請免除期間とされており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所に保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月28日から28年11月1日まで
看護婦としてA病院に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、その理由が全く分からない。申立期間に勤務していたことについては、同病院から証明書をもっており、当時は、独身だったので、保険料が払えなかったとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院の勤務期間に係る証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A病院に勤務していた者の多くが、昭和25年1月28日に厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、28年11月1日に再取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管するA病院の事業所台帳には「25. 1. 28 ヨリ一部年金ノミ喪失アリ」との記載がある。

これらの者が厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失している理由について、社会保険事務所及びA病院では、これを確認できる資料等が無く不明と回答しているが、社会保険事務所が保管するA病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人を含む該当者の欄には、「25. 1. 28 年金ノミ喪失」と記載されていることから、同病院では、何らかの理由により、これらの者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

なお、これらの者が昭和28年11月1日に再度、厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは、同日に、疾病の治療、助産その他医療の事業に厚生年金保険の適用が拡大されたことに伴うものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。